

第四十八回国会 参議院 文教委員会 會議録 第十四号

昭和四十年四月十三日(火曜日)

午後零時五分開会

委員の異動

四月九日

辞任

松本 賢一君

補欠選任

秋山 長造君

出席者は左のとおり。

委員長

山下 春江君

理事

久保 勘一君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

小林 武君

委員

木村 篤太郎君

近藤 鶴代君

笹森 順造君

中野 文門君

野本 品吉君

政府委員

文部 政務次官

文部 大臣官房長

文部省 大学学術

局長

杉江 清君

事務局 側

常任委員会 専門

員

渡辺 猛君

参考人

日本育英会 理事

長

緒方 信一君

本日の会議に付した案件
○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山下春江君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。去る四月九日、松本賢一君が辞任され、その補欠として秋山長造君が選任されました。

○委員長(山下春江君) 日本育英会法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続きこれより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○政府側より押谷文部政務次官、西田官房長、また、参考人として日本育英会理事長緒方信一君が出席されております。

○小林武君 緒方理事長にお尋ねいたしますが、この育英会法の第十一条に書かれてあります理事長とその会長との職務についてはどういふ違いがあるのですか。具体的にどういふ違いがあるのですか。

○参考人(緒方信一君) お答え申し上げます前に、育英会のことにつきまして、きょう参考人として出席を求められてお聞き取りいただきありがとうございます。感謝を申し上げます。

次に、いまの御質問でございますが、会長と理事長の職務権限は、いまお話のように育英会法にもございまして、それを受けてさらに定款がきまっております。この定款によりまして、会長はまず会を総括的に代表いたします。そして、業務を総括をいたします。理事長はそれに対して、会長の定めるところによりまして、その会長の職務権限の一部の委任を受けております。そして、内部的に規程がきまっております。重要事項につきましては、直接、会長の決裁によって事を決するのでございまして、理事長はこれを補佐し、それから会長の委任を受けて事務を決裁いたします。

いふ区分をいたしております。これはその規程がございまして、こまかくはそれに規定をいたしております。

○小林武君 会長の定めるところでありますけれども、これはあれですか、会長の定めるところは、会長が一切の職務を、業務を掌理するわけでありまして、形式的にはどういふことになると思ひますけれども、実際には、会長の定めるところは、何かの会議によって、役員会の決定とか、何とかということによってきまるわけですか。

○参考人(緒方信一君) これは会長が定めます場合に、包括的に定められてるのが一つございまして、これは決裁規程というのがある。それによつて一般的にはきまっております。これは重要事項は会長自身の決裁でございまして、これは理事務的な問題につきましては、大部分、理事長の決裁で事を運ぶ、こういうことになっております。それからまた、そのつどこれは理事長の職務としてやるということもきまることとございまして、そういう場合にはもちろん理事会等にかけて決定いたします。

○小林武君 たとえば育英会の目的を変更するといふことは、目的にかかわるような問題について会長が独断で——独断でと言つて何ですが、その会長の権限でこの方向を変えようとか何とかいうことはできるわけですか。

○参考人(緒方信一君) ちょっと御質問の御趣意がどの程度のことなんでしょうか、よくわかりませんが、一応申し上げますと、育英会の目的といふのは、これは御承知のように、育英会法第一条に規定されておまして、これに基づいて業務を執行しておるわけでございます。で、育英会法第一条によりまして、これは規定の文句を離れて申し上げますと、能力のある成績優秀な

学生であつて、しかも、その人が家庭が困難であつて修学が困難な場合に奨学金を貸与する、そしてそれによつて国家有用な人材を育成する、また、これに関連する事業をやる、付帯する事業をやる、こういうふうな規定されております。まあそれをいかなうな方向でこれを実施するかということにつきましては、必ずしも明確に規定してございせん。そこで、その目的そのものを變更するといふことは、これはもちろん法律のきめてあるところでございますから、法律の改正に待たなければならぬと思ひます。国会の審議を経て、あるいは国会でどういふふうにおきめになつて改正をするといふことだろふと思ひます。ただ、まあ予算を——これは国の予算でやつておるわけでございます。それをどういふふうな実施していくかといふことにつきましては、これはやはり国会の意見を政府に提出いたしまして、政府によつて文教政策の一環としてこれがきめられるということであらうと思ひます。一応お答え申し上げます。

○小林武君 そうすると、私の質問しましたのは、第一条の目的ですね、この第一条の目的を、たとへば變更すると言つたらあれですか、いまの目的はどうか、目的の面といたしまして、いまの目的はどうか、育英会の仕事の性質として適當でないといふようなそういう意見ですね、私はこれは目的の變更を意図した意見だと思ひます。そういう意見を会長が述べられたとした場合、これはあなたたちがそれについていろいろと御相談の結果、役員会というふうな会議できめになるのか、あるいはそういう場合は全く育英会会長として自由に、個人的と言つたら悪いですが、会長としての立場から自由にどういふことについては発言をし、あるいはそういう方向に運営を持っていくといふことが可能なかどうか。

○参考人(緒方信一君) ちょっとよく事実がわか

りませんけれども、会長が、育英会法に規定する
目的外のことを育英会がやる、こういうことを意
見として、それはブライベートに述べられるとい
うことは、これはあり得るかも知れませんけれど
も、私は現実の問題としてないんじゃないかと思
ふ、私は現実の問題としてないんじゃないかと思

どっちのほうにも書いておられる。そうして、そのことがやがて変えられなければならぬ、こういう考え方は、一体、育英会法の第一条の目的というものを變更しようという意圖だと私は思うのですか。がね、どんなのですか。

けることができたというような歴史があると思
う。そのことを私は私に言っておられると思
います。だんだんこれが経過いたしました。昭
和三十三年でございますけれども、特別貸与
協定という制度が昭和三十三年に新設され
ております。この協定によりますと、

はもちろん会長自身がフライベートにお話にな
るといふこともあるかも知れませんが、こ
れはやはり政府もそれを認められ、それから育
会自身におきまして、全体の考え方として今後
においてもさういう方向をたどっていくであらう

いすれとも、でございすから、やうとぞういふ場合にどうだとおっしゃつてもお答へがむずかしいのでございすけれども……。

○小林武君 私もいいかげんに言っているんでなくて、それから全く私的な発言というこゝでもないように考えますからいまのような質問をして

会長が書かれたというものでございますけれども、私はこれは先ほど申し上げました日本育英会法第一条に規定します目的の範囲において、その業務の実施の方向をどう考えているか、この問題じゃなからうかと考えます。で、いまもお話のあ

は小額ということにならざるを得なかつたその寒態に対しまして、それを若干是正と申しますか、補強すると申しますか、特に優秀であり、特にた経済的には困難度の高いという学生を選んだで、その学生に対しましては特別に高額の奨学金

○小林武君　ただいま詳細に御説明をいただきました。そして、会長が自分自身でお述べになったこれは、育英会の第一条を変更するという問題とはだいぶん違ふんじゃないかというふうに私は解釈いたしました。

いるんですけども、たとえば「育英時報」「育英」という機関紙、この二つに、森戸辰男さんが本会会長の立場で述べておられる。その事実に従っているような質問をしているわけなんです。と申しますのは、育英会のいまの目的、この目的はやはり変更されるべきだというような意向がこの文章

今日まで育英会の事務が、事実上沿革的にどうい
う経過をたどってきたか、発足当時は今お話のよ
うに、これは各個人に対します貸与金額も相当
多額でございました。たとえば大学在学の者に九
十円以下という規定がございます。九十円の奨学

を貸与してやる、こういう制度がいまの特別貸与を貸与でやる、そういう制度が昭和三十三年にできた。その考え方は、育英会の当初発足しましたときの考え方がそこでまた復活をしたと申しましようか、取り入れられたと申しましようか、そういうことで、その新しい制度ができた。現状はいろいろ

したが、ちよつと納得のいかない場所がありますので、その点を重ねてお伺いいたしますが、こゝで述べられておる「育英主義の後退」ということは、そうしますという、親から、あるいは他から援助を受けることなしに修学できる金額を与えることができなくなつたということが育英主義の

の中にあると私は考えております。「敗戦窮乏による事業の変化」というその項目の中に、戦事中に生まれたりつばな制度が変えられてきた。その第一は何かという、初め発足した当時は、育英ということが中心の目標であった。それが今度は、現在は機会均等的な援助という方向に重点を置くこと

金が出た。九十円と申しますと、当時の大学を卒業した初任給よりもむしろ多い金額でございます。考え方としては、やはりそれはお話になります。考え方としては、学生の生活費全般を含めた学費を十分に貸与をしまして、後顧の憂いなく勉強させる、こういうことであったかと存じます。そのこ

御承知のとおり、いま申しました特別貸与制度と、それから一般貸与制度とのやつを申しておりますから、この二本立てで進んでおるわけでございます。その経過をずっとそこに述べてあるのので、そして今後の問題としては、その特別貸与環境で、そして今後の問題としましては、その必要度

後退ということの意味するのですか。
○参考人(緒方信一君) 失礼でございますが、どの何行目でございますようか。
○小林武君 「育英主義の後退」というのは二段目の五行から六行にかけて書いてありますね。「育英主義の後退をも意味したのである。」そこで、

うになって、いわゆる育英というよりな考え方
を、「育英」というこれによりますと、育英主義の後
退を意味している。こういうふうに書いておりま
すね、ということは、私はまあここに書いてある
のは、発足当時のことだと思ふのです。「育英会
の前身である『大日本育英会』は、その設立の趣旨

とを会長は言っておると思います。ただ、それが戦後になりまして、まあ経済の全般的な変動がございまして、そうして子弟に高等教育を受けさせるということがは全般的に非常に困難である、したがいまして、必然、その実情に沿って広く援助の手を伸ばすという必要が起つてまいりました。

が高いつのであるということを森戸会長としてはここに述べておられると私は解釈いたします。

なおそれと別の問題でございますけれども、たとえば大学院の学生に對します奨学金の問題があるのでございます、これは非常に緊要でありまする學者、研究者の後継者の養成、いわば人材

「育英主義の後退」ということは、あなたのお説だ
という、大体十分に金を貸与されれば、その金
で一切修学していくのに心配のないような額、こ
れを与えれば前と同じになるわけでありませうけ
ども、いまは与えられないわけでありませうから、
育英主義の後退と云ふの言つてゐるのは、そう

を「優秀ナル素質ト才能トヲ有シ乍ラ、經濟上ノ理由ニヨリ進學ノ機會ニ恵マレザル多數ノ学徒ニ對シ學資ノ貸与等ヲ行ヒ、以テ指導の人材ノ育成ニ努メ」ることにある、と考えた。」ということを書いているのですね。「父兄その他の援助なしで進学できる金額」とは異なる二つのこと。といひ

ところが、一面これは政府資金で行なっている事業でございしますので、やはり国家資金としては一定のワクがございしますので、そのワクの中で広くということになると、勢い各個人に対しまする金額は小額にならざるを得ない、そういう事態になつておると思つております。

養成という面と非常に強いわけでございまして、これに對しましては特別に多額の奨学金を貸与していくという必要がある、これらの今日まで育英会が歩いてまいりました事業の沿革、さらに將來に對します見通し、それらを会長がここに述べらるゝことは考へております。これは、ぜひ

いうことにあなたはおとりになっているのかどうか、金が非常に少なくなったということ、部分的にしか、とにかくそれをまかなうだけの金しか貸与されない、そういうことを意味しているのかどうか。

ことが書いてある。これがいわゆる育英の当初の考へ方であつた。これが戦後において変えられた、育英主義というやつが後退したという、こういう意見です。これは「育英時報」、「育英」とい

た。た思ふのてこいいます。しかし、それはい
たしましても、戦後のあの窮乏の時期に、これは
放置すれば學業を放てきしなければならなかつた
かもしれない学生、高等学校の生徒に対しまして
相當な援助をした、これがあつたために學業を続

も当初一番最初に申し上げましたように、育英会法第一条の目的のワクのうちに、事業を、どういうその時代時代に即応してどの点に重点を置くか、この考え方であらうと思っております。これ

もう少しそれじゃ詳しく申し上げますと、育英会が発足いたしましたのは昭和十八年でございまして、戦中でございましたけれども、まだ戦後の様子とは非常に違っていたわけでございまして、

そのとき考えられましたのは、やはり先ほど申し上げたとおりでございますけれども、金額的には相当多額を貸す、そのためには特別に成績の優秀な者を選ぶ、それからその選び方としましては予約の方法をとる、上の大学生であれば、大学に入る前の段階におきまして予約でこれを選ぶ、そして、それが進学した暁には十分な金額を貸与することを約束しておくというところでございまして、そのためには相当成績に重点を置いて選んだという事実がございます。そういう歴史がございます。それがいまおっしゃったように、戦後になりましてはなかなかそういかなかった。予約採用ということも戦後にはとれなくなりました。それは、大学に入ってきた者が現実になんが困るというところでございまして、先ほど申しましたように、広く援助の手を伸ばさざるを得ないというところになった、そのことが会長は育英主義の後退というふうに、そこにあるとしますれば、私ちょっと見つかりませんけれども、そういうことを意味しておられると私は解釈いたします。

○小林武君 私いまのあなたのいうな解釈をしたわけですが、会長の言われる気持ちの中には、「育英主義の後退」というのは、いわゆるいまのよりなやり方ではほんとうに優秀な者に金を貸与するといふような、こういう制度になっておらない、いわゆる会長自身の意見の中に述べられている総花主義、まあほんとうのことを言うと、あまり優秀でないような学生諸君にも金を貸しておるというよりなところに、ごく砕いて言えばそんなような気持ちで会長は持っておられる、こういうふうに理解していいのです。そうすると、そのことが正しいかどうかというところになるのですよ、そういう御解釈が、あなたもそういう御解釈をお持ちかどうかわかりませんが、あなたのお書きになったものの中に、たしか当初一万人くらいの人間を対象にしてやられた、いまは二十六万とか七万とかいうことになっている。一万人と二十六万人と比較して、二十六万人になったから質的に下がったと、こういうふうにお考えになること

とが一体どうなのか。もう一つは、二十六万人のそういう人間にとにかく貸与して、そうしていわゆるわれわれからいへば広く教育を受ける機会を与えてやるというやり方が、いわゆる育英という仕事の中に入らないのか、退歩と見るのか、一歩進歩と見るのか、私は退歩とは見たくないのです。これは、当時の昭和十八年の時期と、それから現在の時点と比較して見た場合に、一万が二十六万にふえた、さらにそればかりでなく、あなたも御存じのように、新聞を見ると、さらにこの育英会以外にも私設のものもたくさんあるわけなんです。それにしても、まだいわゆる秀才で優秀な学生になり得る素質を持った者が教育を受けないで相当いると私は思うのです。そういうことからいへば、会長の育英という考え方はちょっとやはりぼくは間違っていると思う。いわゆる育英会法の第一条に書かれてあるこの目的に沿うたお話とはちょっと考えられない。「国家有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス」ということなんだが、会長はいまの育英会をやっている国家有用の人材を育成するところから若干後退したと、こういう解釈になるので、これはあなたの先ほど説明なさった中にも、そういう意味が私は含まれていなくとも思っております。そうすると、私はこれはなかなか重大な問題だと思っております。明らかに育英事業そのものに対する方向の転換であり、一体何を選擇するところなのか、もつと数を減らすというのかどうかというところの心配も出てくるわけですが、そういう点についてどうでしょうか、私の考えは。

○参考人(緒方信一君) 私はいまお述べになりました教育の機会均等の面で育英事業の果たす役割りは非常に重大であるというところは、そういうことだと思っております。こういうことは私も全く同感だと思っております。これは育英会といふ、あるいは教育の機会均等と申しますか、広くやっていると、これはこれはことばの問題であります。昭和十八年に育英制度ができましたときにも、まさに教育の機会均等を実現するというところで成立いたしました。これはそのときの永井柳太郎先生が初代の育英会会長でございますけれども、衆議院議員として、育英会というのには議員の方々の非常な熱意によって国会の中に国民教育振興議員連盟というのができました、その働きによってそれが誕生いたしましたわけでありまして、永井先生は会長でございます。この決議案があり、決議案の趣旨を御説明になって非常に雄渾な演説の記録がいまも残っております。それを拝見いたしますと、全くいまわれわれが考えている教育の機会均等の理念がそこに出ております。ただ、やる方法といたしましては、その当時は経済的にはいまのような状態ではなかったと思う。これは教育制度も進んでおると思ひます。ですから、その事態に即応しましては、発足のときにとられたような、いわば育英主義というものの、そういう意味で会長はおっしゃっておられたと思ひますけれども、そういう方向でとられたわけでございますが、戦後は、これは日本の経済の基盤も変わりました、それから教育制度も変わってまいりました。それに対応するよりな方向に育英事業のあり方が変わっていくのは私は当然だと思ひます。その際に、いまのように人数がふえていって、進学率もそのときと異なるとは今昔の感がございまして、当時は大学の学生は二万人くらいだったと思ひます。中等学校は一五〇くらいではなかったかと私は記憶しておりますけれども、いまはそれが御承知のとおり大幅な進学になっておりますので、それに対応しまして、当然、育英事業のやり方が変わってこなければならぬと思ひます。会長も、いまやっておりますが、まず一般貸与奨学制度、それから特別貸与奨学制度、そのほかの、先ほど申しましたような大学院の奨学制度、そういうものを並列して育英会を進めていくというところには何ら反対の御意向はない。むしろこれを認めた上で御議論でございまして、従来の経過をちょっと述べられて、そして戦後においては、いまのようなお話がございましたけれども、広くやらざるを得ない、それを

ございますけれども、いわばそういうことでございまして。その中で、それだけではいかぬというので、今度特に成績のほうに比較的重きを置く制度を、先ほど申しました育英制度として、特別貸与奨学制度として設立したわけでございます。いまは二本立てでやっております。一般貸与のほうも、これはもうに当たるといたしますならば、何もそれを縮めようとする意向は一つもございません。むしろ私どもといたしましては、これももうんと採用すべきだと考えております。二十八万人という学生を対象といたしまして、昭和四十年にはいろいろ事業を行なうとしておりますが、私はいろいろもつと拡大すべき問題じゃないかと考えております。いずれにいたしましても、日本の育英制度というものは、決して育英と申ししましても成績だけで選ぶというところはございません。成績は優秀であるけれども、家計が苦しい、経済条件が困難だといふ、経済条件を常に加味して実施しております。この制度もそうでございます。ただ、大学院の奨学制度になりますと若干違ひますけれども、これはむしろ研究のほうに重きを置きますけれども、大学学部、高等学校の育英奨学制に対しましては両方を重視しておるといふことでございまして、先ほどもお話がございましたけれども、小林さんから詳しくございましてけれども、現在の大学院の成績の基準というものは、大体、水準以上の成績のものを基準とする、一般の奨学制のほうはそれに該当するものに出しておる。ただ、特別貸与のほうはそれをもつと重く見ておる。しかも学力の選衡のためには全国一斉テストを行なつて、それで選ぶという厳重な方法をとつておる。そこに若干の育英主義があるいは総花主義といふことは適当じゃございませんが、総花主義といへば両方に差が出て軽いと思ひますけれども、いずれにしましても、両者とも両方の条件を満たすものを採用していくという点から申しまして、育英の、教育の機会均等を実現する方法の違いであると思ひます。御了承いただきたいと思います。

○小林武君 理事長から非常に詳細にわたつて、

しかも親切に御答弁をいただいたので、そのあれについてはいくつも満足いたしますけれども、ただ、理事長としてはそう言わなければならぬと私は思うのです。会長の言ふことを否定するようなこともなかなかおとしやりにくいだろうと私は思うのです。これはしかし、このことは立場はよく認めますけれども、私は森戸会長の考え方の中には、やはりいまの育英会制度について、育英主義の後退、優秀な素質と才能を育成しようとする育英主義の後退ということが頭の中にあつたと思ひます。これは森戸さんがいわれる秀才であつたから、そういうことを考えられたのかもしれないけれども、しかし、これはやはり私は考え方としてはきつめて危険なところに落ち込んでいくおそれがあると思ひます。教育の機会均等と育英という二つの相反する、矛盾するような考え方をもし森戸会長がお持ちであるならば……これは全文の中にそういうあれが出ておると思ひますが、これは育英会長としては適當な考え方だとは思ひません。ほんとうに日本の人材というものを開発しようとするならば、オリンピックの話じゃありませんけれども、これは日本の中の何人かの人間を探してきて、そうしてそれにうんと金をかけるというより、その中からさらにすぐれたものをつくつていく、自然にその中から生まれてくるものだと思います。スポーツでも学園でも私は同じだと思います。そういうやり方をよくその国でもとつておる。やはりこの現実を見落として、どうもつまらぬやつに金をやっておるとは言つておられぬけれども、あまり才能のないやつに金をやつておると言わぬばかりの言ひ方です。もしもこの中から森戸会長の書かれたものを見て、関係者がそういう考えを持つということになつたらたいへんだらうと思ひます。私は育英何とかという通信の中に、ある学校の先生が書いておるのを見てがっかりしたのです。実は、森戸さんと同じことを書いておる。これはどこか関東地方の高校の先生ですがね。一体、高校の先生までそういうこ

とを言うようになったら私はたいへんだと思ひます。よく、もつと教育というものを国家の立場で考えても、民族の立場で考えてもつけようですが、やはり教育を高めようということになつたらもうとおおらかにならなければならぬ。育英主義の後退だなんだという考え方は、やはり幾ら会長でもおつしやらないようにしていただきたいという気持ちなんです。まあ緒方理事長はいろいろな点を配慮されてたいへんりっぱな御答弁をなさつて、意図するところはよくわかりました。しかしまた、緒方理事長のおつしやることの中には、私も全く同調していいというよりなことがありあいに多いのです。しかし、森戸さんの考え方とあなたの考え方においては根本においてやはり開きがあるといふふうに考えなければならぬ、それをまた答弁してくれなさいということになる……

○参考人(緒方信一君) 参考人でございますから、十分納得をいただいておりますとお役目を果たさぬことになりまして……

私はこの森戸先生のお書きになつたものを拝見しまして、私はいま小林さんのおつしやつたような解釈は出てこないのじゃないかと思ひます。これは育英主義といふ、あるいは総花主義、こういうことばを使つてあることは、これは必ずしも会長のおことばではないと思ひますけれども、私も会長とはしつちゅうお話をしているわけでございます。会長の気持ちというものは十分存じております。そこで、ただこういうことは私も常に心しなきやならぬと思ひます。間々、世間に批判がございます。必要じゃない者に貸しているのじゃないが、選考が適正じゃないのじゃないかということがある。しかし、大事な育英資金が、その学生の修学費じゃなく、そのほかの費用にむだに使われているのじゃないか、こういう批判がございますので、私は選考につきましては、最も適正を期するといふ心がまえを私も常に持たなきやならぬと思ひます。これは選考は選考基準といふものを具体的にきめております。

で、二十八万人にも及ぶ人を育英会がわれわれの手元だけで選ぶといふことはとうていできることではございません。大学生であれば大学当局の選考に待つて、その推選に基づいて育英会がこれを決定するといふことにならざるを得ないわけでございますけれども、その推選につきましては、大学がよるべき基準といふものをきめております。これを学力と経済条件と両者からそれをきめておるわけでございますけれども、この適用の問題の場合に、やはり間々それは間違ひがないとは言ひ切れないだらうと思ひます。これは私も、この育英事業といふものは国民の皆さん方のお金をお預かりして、そしてこれを最も有効に使うといふ責任は私どもに委託されておるというふうに考えております。でございますから、いまのような、何といひますか、総花主義的に、育英は教育の機会均等から総花主義的になつて、ほんとにうにそれに傾する人でない者にまでやつていふようなことであつてはならぬ、これは厳にいつしななきやならぬ、これが私どもの常に戒心をして出ている点でございます。こういう気持ちでここに選考するのじゃないか、適性なものを選考しなければならぬといふような気持ちが強く出ているのだといふことが一つあると思ひます。

それからやはり国の大事なお金でございますから、国民の皆さんからお預かりして実施するからには、これはもつと育英会法第一条に照らして、そのときどきの時代時代に即応して、最も時代の要求する方向にこれを近づける、こういうこともわれわれ常に心しなきやならぬ問題じゃないかと思ひます。そういうふうな沿革的な気持ち、それからまた実施する上においての心がまえ、そういうものがここに選考するのじゃないか。特に「育英時報」と申しますのは、これは実際に学校において選考に当たられる高等学校とか大学の担当者の方々に読んでいただくために出しておるものでございますが、そういうことを強調しておられる点は私は十分わかるのでございますけれども、繰り返して申し上げますけれども、決して私は、た

だ育英会の立場と申しますか、会長の立場をここで弁護するといふ、そういう気持ちで申し上げておるわけじゃございません。常に会長とお話ししておりますし、気持ちを通して合つて仕事をしておりますから、会長の気持ちは十分わかつておると思ひます。そのことを御理解をいただきたいと思ひまして、再度申し上げた次第でございます。

○小林武君 話がそうなる、私は問題は重大だと思ひます。育英主義の後退といふことが一体、貸与学生を選考するときに、あるいは経済的な立場から、あるいは学力の立場からといふような判断が誤つたところから育英主義の後退といふものがあらわれるといふことは、何をしておつたかといふことになる。二十六万人もいる人間のうちに、それが全部が全部神様がやる仕事ではありませんが、多少それは誤りもある。あるいは学校差なんかもありますから、これも全国的に見ても必ずしも妥当である、どれを比べてみても全く同じものが選ばれておるというところはあり得ないと思ひます。そういうことは育英会が責めを負うべき問題では私はないと思ひます。一生懸命努力してやつて、あるいはそういう制度上の問題から起こつてくることを一々神経衰弱するにわれわれの責めだといふふうにお考えになる必要はない。そういうことは抜きにして考えて、あなたが、会長が言つておるこの育英主義の後退といふことは、その選考上の大きな誤りがあるといふようなことに触れているといふことであるならば、これは私は重大だと思ひます。そういうこととなら育英会の業務はいかげにやつておるということになりませんか。これは沿革的なことを言つても、沿革的なことからだつて同じです。沿革的なことを言つて、そうして会長は言つておるの、言つておる。私は立論の仕方としては会長の意図ははつきり出ていると思ひます。前は、いわゆるきわめて優秀な、いわゆる英才に対してやつておる。しかし、このごろは総花主義になつておる。英才でない者に対しても広がつて、約二十六万人に

勢、國際的な趨勢というものに沿うて日本はどうするかということになる。世の中はとにかくいまや軍事的、經濟的な競争時代、この時代の趨勢に沿うて、經濟と軍事、そういうものが經濟會議会の名前をかりてやれないこともないでしょう、まあいろいろあなたとそういう議論をやつてもいいですけれども、どういうことになりますか。このことは、そういうことがその時代の趨勢に沿うというのは經濟のはうだけ沿うということですか。軍事的、その競争時代ということは皆さんも御存じなんです。ベトナムの問題がどうこじれてどういふことになるかということについては、日本人といえども相当心配しなければならぬような状態にある。兵器の問題についてもそうである。日

本の國の中でもこの開国会の中心にいる諸藩さ
れた、そういうことをいまこで蒸し返す必要も
ないから、日本の國だつていろいろある、軍事的
に。これは時代の趨勢でありませんか。この時代の
趨勢が日本だけなかなか孤立させておかないよう
な情勢がたくさんある。だからわれわれも、ずいぶ
ん平和の問題についても考慮をしなければならぬ
現状におかれておるわけであります。そういうこ
とをずばりとおっしゃつておるのではありませ
んか。そういうことを森戸会長がこれに沿うてや
るとずばりとおっしゃつておる。軍事がこの中に含
まれておるといふことになりませんか。こういう
趨勢、情勢の中でありますから、わが國はどうこ
うしなければならぬと、軍事の問題についてはど
うだといふことを書いておるのではないでしょ
うか。このとおりに読んでよろしいとあなたは

しやるならば、これからひとつ十分わが党のほうでも検討しまして、森戸さんの御意向が一体どこにあるか明らかにしなければならぬと思います。あなたがたのお考えは一つもそういうことが心配がないというふうにお説み取りになるのですか、それでよろしいですか。

○参考人(緒方信一君) これはもちろん文章の解釈でございますので、私の解釈で申し上げたわけでございますして、私はこう読んでおりますけれど

も、現在、人的能力の開発という点、つまりこれはひいて教育の発展拡大ということでありますが、これは世界的に教育競争といわれるように、人的能力の開発に各国が力を入れている。これは国際的な趨勢が今日ある。その原因は軍事的な競争あるいは経済的な競争であるかもしれませんが、しかし、それはそういう結果、こういう能力開発の競争といったような客観的な事実が世界的な趨勢としてある、そのあとの趨勢でございしますが、その教育の拡大、あるいは人的能力の拡大、これは各国競争してやっておりますから、この趨勢に沿ってわが国でもやるのだと、こういうふうに言っておられると私は読むわけでございます。これは私の解釈でございします。

○小林武君 「時代の趨勢に添うて、」ということはどういうことですか。

○参考人(緒方信一君) いま申し上げましたように、教育を各国競つて、競争的にやっている、人的能力開発を競つてやっている、この趨勢でございます。

○小林武君 人的能力の開發をどういうふうにやるのですか。時代の趨勢に沿うということは、いまあなたのおっしゃったようにだと、経済の問題だけに限ってやると、こういうことですか。

○参考人(緒方信一君) 各国はやはり各国の行き方があると思います、私はわかりませんが。でも、各国はいろいろその国々によって行き方があると思います。

○小林武君 日本の国においてはどうか。
○参考人(緒方信一君) 日本の国においては

的趨勢というものはここからは読まれないと思います。軍事的競争ということは一つも私は読みとれないと思います。産業的な社会的発展といえますか、そういう意味においての人的能力の開発と、こういうふうには私はすなおに読めると、こう解釈いたします。

○小林武君　ちよつとお尋ねしますが、日本の自衛隊、日本の国防に対する自民党、政府の国防に對する考へ方、要請、そういうようなものをあな

たはどうかというふうにお考えになっておりますか。

○参考人(緒方信一君) はなはだ恐縮でございますけれども、私、きょうは育英会の理事長として参考人として出席いたしておりますので、育英会の業務に関連しての御質問にひとつ限ってお願いいたしますと思います。ちょっとはみ出しましてやつかいなことになると思いますので、それをお願いしたいと思います。

○小林武君　多分そうおっしゃるだろうと思つておりましたが、ただし、あなたの責任は、この文章の解釈に關しては、やはりはっきりしなければならぬ。その場合に、軍事は抜きですとどこに盡いてありますか。

○参考人(緒方信一君) 私はこう申し上げておるわけでございます、人的能力開発というその世界的な趨勢に沿ってわが国もやっていると、す

なおに読めるのじゃないかと、こう思っておるわけでございます。世界的にその人的能力の開発を進めなければならぬという要請は、軍事的な要請もあるかわかりませんが、わが国にはそれはな

いじゃないか。それからこれをずっと読めば、私の申し上げておるような意図で森戸先生もお書きになったに相違ないと思いますが、私はそう確信いたしますのでそう申し上げたわけでございます。

○小林武君 私はあなた以上にすなおに読んでお
ります。世界の情勢というのは、指導的な、こ
こにあげられておるような社会主義、自由主義両方
とも軍事的、経済的競争をやっています。その

他、文化的な競争もやっているでしょう。非常に激しい競争、しかし、われわれに非常に関連の深

い、関連というよりも関心の深い、非常に憂慮すべき角度から関心を深めているのは軍事的な競争からくる問題である。そういうことをちゃんとここにあげておる。そうしてその時代の趨勢に沿うてわが国はということになったら、幾らすなおに、読めば読むほど、これはわが国の教育の場合に

は、一体、どういふ行き方をしなければならぬか
 ということを意味している。こういうことになり
 ませんか。しかし、あなたとこのことのやりとり

をいつまでもやるわけにはいかないし、あなたの立場からいろいろ言いくいこともあるだろうから、これはいまやりません。やりませんが、ひとつ森戸会長にあなたから、ここの意味は、あなたのおっしゃるように軍事的なという意味がなかったとかあるとかいうことの、ひとつお答えをいただきたいということをお伝え願いたい。これを、先ほどあなたがおっしゃっておるように、育英会

の仕事に携わっている人たちがみんな読むわけですから、どうぞ。その点はあとに譲りましょう。

次に、お尋ねいたしたいと思いますのは、育英会の仕事につきまして、非常な御努力をいただいたおる。たいへんこの点については私も感謝をい

たしておるわけであります。この仕事がここまで発展したということには、これはもうやはり役員といわず、それからまた、ここにづとめておられ

る方々といわず、みんなが非常に努力なさった、さらにまた一そりの努力をなさって、問題になっておるような、たとえば返還のことがうまくいかないとか何とかいうことについても、やはり御努

力をいただかなければならぬと、このように考えておられますから、そういう点については高く評価をして、一その御勉強をお願いしたいわけでありますが、そこで、そういう立場から育英会の関

題について考えますというのと、皆さんの非常なところからの御努力をお願いするわけでありますが、そういうことで、今度の法律の中にも、監査の監事のことが出ておるわけですが、この点か

からも強化したいというお気持ちもよくわかるわけ
 であります。それで、実は文部省のほうに尋ねてみ

たのですけれども、監事という仕事に携わっている役員の方ですね、この方々は、一体、毎年その監査した点を文書をもって報告するとか、口頭をもって報告するとかいうことを、いままでもなさつていらつしやつたのでしょうか、どうでしょう。か。

○参考人(緒方信一君) これはやつております。

毎年一回、定期監査をやります。大体六月ごろやることにしておりますけれども、監事さんが監査をいたしましたして、本部、支所、支部でございます

けれども、できるだけ広く監査をいたしまして、それを文書をもつて監査結果を会長に報告いたししております。

○小林武君　で、その結果、具体的に仕事をこれからよくするために出されたことは、一つには、三十四年の返還体制確立五力年計画というものではないかと思うのですけれども、その五力年計画というのとは、一体、大體概括的にいへばどうい

内容であるのでしょうか。

○参考人(緒方信一君) ちよつと三十四年の事実を、実は私、育英会におりませんので詳しく存じませんけれども、これも監事の監査の結果だったかどうか、これもはつきりいたしません、返還

五カ年計画というものを掲げてあります。これも文部省とも相談をして掲げた問題であります。一口に申しますと、集金制度を中に取り入れるとい

うことが中心になっておりまして、全国をプロックに分けまして、そこに支所をつくって、その支所に外務員を置きまして、それが訪問によつて返金金の回収に当たる、これを中心とするものでござ

ざいます。

○小林武君 三十四年というと、その次の年からとつても、三十八年か九年までというところ、大体いまごろまで、昨年あたりまでその計画をやられて

いるわけですが、それが三十七年に産業能率研究所に事務診断を依頼したということになっておるのであります。その際の返還体制五カ年計画が思わしくなかったから、これはあれですか、事務

○参考人(緒方信一君) 五カ年計画必ずしも思わ

しくないから事務診断を求めた、そういう因果関係はございません。ちよつと申し上げますと、お尋ねの私意味がわかりましたから、先回りして悪いかもしませんが、五カ年計画というのは、昭和三十六年度からでございます、五年間でございますと、四十年で完結ということになります。

それで支所をいま三カ所つくっております。東京、大阪、名古屋、そのほかあと三カ所ほどつくろうという計画でございました。ところが、その

途中で事務診断をやったのは事実でございますが、事務診断の結果、結果といつてもよろしゅうございませうけれども、一部、事務を機械化をする、いままでも手作業でやっておった、非常に量の多い事務でございませうから、機械化をするという事務診断の結果の勧告も出ておりまして、それも参考にいまして機械化に取りかかってございませう。今年度から実施をいたします機械は確保をしていきたいと思っております。そうなりますと、五カ年計画で支所をつくっていくという仕事と機械化と、どちらを先にやるかという問題でございまして、私は事務機械化のほうを先にやるべしという、こういう結論を先に出したわけでありませう。これは理事会できめたわけでありませう。そしてその結果、両方一緒にやることは、これはかなり骨が折れますので、実際問題として、支所の設置の五カ年計画というのは昭和三十八年からでございませうが、一時ストップしまして、それは見送っておる状態でございまして、そのことは事務診断の中に入っておったということでございませう。

○小林武君 機械化されましたら、その機械化は時代の一つの趨勢でもありますので、その能率を進めるために私はけっこうなことだと思つてございませうが、こうなりますと、一番問題になるのは、どこでも機械化された場合に起こる問題として、育英会の中に働いておる人ですね、いわゆる職員の問題になるわけですが、この機械化に伴つて職員側の要求というものは別段ございませうか。

○参考人(緒方信一君) これは労働組合がございまして、労働組合からいろいろな意見が出てございませう。これはちょっと簡単に申し上げますと、機械化によつて事務の内容が非常に変わつてきまして、そのために極端な場合には首切りが起きやしないか、人員整理が起きやしないか、機械でやれば能率が上がるために人が要らなくなる、その点をどういうふうにするかという、これが一つ。もう一つは、機械化で、機械を中心としますと、た

とえば機械が入つてまいりますと、その影響がほかの事務に一体どう及ぶか、こういうような問題につきましましていろいろ意見が出、あるいは心配もしていらっしゃるような実情であります。これにつきましまして、私は第一の合理化と申し上げますが、機械化に伴つて人員整理はしない、これはできません。私どもの機械化の内容を少し申し上げなければおわかりにいかと思ひますが、いままでも手書きでやっておる請求書、督促状を機械化でやる。それから入つてまいりました返還金の収納事務を機械にやらせる、こういうことでございまして、この部分だけは機械化になりますけれども、手作業に残る部分が相当ある。これはやはり奨学生の数がどのくらいふえまして、また返還をしなればならない人の数も年々非常にふえてございませう。いまは七十万程度でございませうけれども、これは数年ならずして百万をこえます。でありますから、どうしても事務増量というものははらうておけば非常にたくさんになります。機械化によりまして増員を抑制するという役目は果たすことができませう。しかし、そのために人を減らすということは、これはとうていできるものではないとせん。いままでも相当やるべき仕事をやらないでおるという状況でありますから、機械化によつてかりに浮いた人員がおりますならば、相当念を入れた仕事をしなさい。こういう計画をやつておりました、したがって、労働組合に對しまして、文書をもつて、機械化によつて人員整理をしないという約束をいたしております。これは人員整理はできません。あとの問題は、これはいろいろ見方の問題でございまして、これは非常にむずかしい問題でありますから、ここで一口に申し上げられませう。お尋ねがあれば申し上げます。

○小林武君 先ほど述べましたけれども、結局、育英会の仕事をやる人たちは職員といひ、役員といひ、非常な努力をしなければなりません。この職員の方の問題に限つてひとつ考えますといふと、やはりこの人たちが育英会の仕事に對して、何といひますか、熱意をもつて当たるといひます

か、そういうことが私は必要だと思つております。しかし、考へてみますといふと、同じに大学を出て、何高校を出て就職をするといひましたしても、これは文部省に入つたのと育英会へ入つたのとでは、私はやはり気持ちの上ではだいぶ開きがあると思つております。ほんとはあつてはならないのですが、そういう気持ちがやはり出てくるような状態にあるといふたら――まあ、ないという方もあるかも知れませんが――私はあると思つております。外郭団体には外郭団体としてのそういう一つの特徴があると思つて、やはりそういう気分をなくするといふことのために、私はそこに働いていゝ人たちの意見というものを、仕事の上にも、賃金の上にも、労働条件の上にもこれを反映して、そうして意欲的なつてもうよりほかにやはり私は道がないと思つて、育英会の人たちの中には、この自主的ないろいろな仕事といふものはなかなかできがたい状況にあるといふ気持ちがあるといふ傾向ではないかと思つております。何といふても、文部省といふところではいろいろな大どころをつかんでおるわけでありませうから、こういうことは見のがしがたい。それから役員にして、育英会の中に育つたそういう人たちが役員になるというふうなこともあまり数が多いだろし、等々を考へますと、やはり幾多の問題点がある。そういう問題については、私は今後運営の上において大いに配慮するべきだと思つて、育英会出身の役員がたゞさん出れば問題全部が解決すると思ひませう。そんななまやさしい問題とは思ひませうけれども、やはりそういう問題について考慮することが必要ではないかと思つております。そういうこと以外に、これは労働組合との関係の問題ですが、これについては首切りをやら

ない、絶対やらない、そういう理事長のお話はたいへんけっこうだと思ひます。ただこれはぜひそうしていただきたいと思ひます。ただこの機械化に伴ひまして、仕事の中における機械と人間とのつながりと思ひますか、これはやはり労働条件として、相当働いてゐる人たちの意見といふものを取り入

れられたらどうか。労働組合である限りにおいては、それを交渉の中において十分検討する必要があるのではないかと。われわれは直接機械を見ておりませうから、どういふことになつてゐるかわかりませうけれども、たとえば、いま非常に能率的な機械が入つた、その機械から出てきたものを今度は人間が手で仕事をやる、そういう仕事といふものは、事務的に処理する仕事といふことになりませうから、機械と人間といふことによつて機械に迫らざる、こういうことは、一般の職場におけることを考へますと想像できるわけだ。いゝ労働強化といひますか、労働の密度がきつて高くなつて、そうして労働者が非常に苦勞するといふようなこともあると思ひますから、そういう点においては、ひとつ十分その交渉の条件として話し合ひを願ひたいと思つて、この点は一体どうなのかといふことが一つ。

もう一つは、賃金の問題でございませうが、文部省の外郭団体の中では、育英会が一番悪いといふことではなかつて、ある程度いいのじゃないかと思つて、やはり、この外郭団体の中で一番問題になるのは、やはり当事者能力の問題だと思つてゐます。幾ら労働組合があつて交渉してみてもどうにもならない。経営者側を代表される理事長さんにしてみても、現在ではそれがなかなか実行できないといふことになつてゐるのではないかと、こう私は思つてゐます。しかし、これはひとりで文部省の外郭団体だけの問題ではなくて、これは公共企業体にも實際あるわけなんです、そういう点について、一体どういふことを将来努力しなければならな

ある場合には、そのものについては労働組合と団体交渉をしていく、こう思います。これは現にやっております。ただ、今度の私のほうの機械化の問題は、先ほど申しますように、比較的単純でございます。機械化に移す部分は単純、あるいはそのあとの部分は、いまおっしゃったように、機械化との関係は出てまいりますけれども、私はそれによって変わってくるとは思いません。でありますから、私は機械化の計画そのものを労働組合と団体交渉をして、そこで決定すべき問題とは考えておりません。ただ、内容において労働条件に關係してくれば、それは団体交渉を十分にやる。しかし、いろいろ關係がございますから、一応、計画をつくりました場合には、私は今日までも二度ほどその計画を労働組合に示しております。そして十分説明しております。

それから、次の第二段の問題でございますけれども、これはなかなかむずかしい問題でございます。幸いに監督官庁の文部省が、非常な力を尽していただいておりますから、まあ文部省にお願ひしまして、さらにその改善をはかっていくという方針でまいりたいと思っております。

○小林武君 この組合は労働法による組合ですか。

○参考人(緒方信一君) そうです。

○小林武君 そうすると、いわゆる労働組合、労働者としての団体交渉権や労働基本権というものは全く完全に持っているという事です。その場合に当事者能力がないという事は、何というか、労働組合としては権利は持たされたけれども、実際の面においては全く持たないのと同じくらいになってしまふ。たまたまいまお話が出ましたけれども、文部省の格段の御配慮によつてと言われたが、御配慮にばかりよつたのではたまたまぬと思います。政務次官、これはどういふことになりますか、当事者能力の問題ですけれども。

○参考人(緒方信一君) 私から、これはお説のとおりでございます。労働組合は労働関係三法の完全な適用を受ける労働組合として存立をする。

ただ、そういうことになっていくわけですが、そこには私はちょっとどうだろうかと思ふ点もございませうけれども、そうなっております。それから育英会のほうは、これは法律でちゃんと定めております。育英会は補助金によつて運営されております。補助金は予算の範囲内において補助金を出します。こうもまわつております。ですから、いまの完全な労働組合と申しまして、それは労働組合のほうもこれはしんどい。私のほうもこれはなかなか対等の交渉の交渉はできない。でございますから、ワケをかつた範囲内においていふ努力していく、これよりほかはないと思ふのです。これは私のほうの団体だけではなしに、いまお話のございましたように、政府機関全部そうなんです。これはひとつ国会においても、これはむしろ私のほうの問題というよりも、制度として御検討願ひすべき問題じゃないかと思ひます。

○小林武君 わかつたのは、あなたも困りだといふことだけはわかりました。しかし、労働者もたまたまないといふことは、これはほんとうです。これはたまたまないです。労働基本権は持っているのだけれども何の役に立たない。こういう状態でも、そしてやっぱり問題なのは、政府機関のうちでも文部省関係の外郭団体というのは、待遇がいいかという悪いほうですよ。これはほかの外郭団体に比較すればの話で、特に悪いものもありません。たとえは学徒援護会などというものはよくは特に悪いと思ふ。しかし、そういう問題について、私はこれはよく悪いから労働者の権利のほうをひとつ何とか文句言わぬようにしてやろうというそのやり方ではなく、やはりあなたのはが当事者能力を持つようなこれは仕組みに、あなたのおっしゃるとおり、国会の中できめなければならぬことだと思ふのだけれども、やっぱりあなたのは努力しなければならぬことだと思ふのです。そうでないといふと、比較的じみ、どつちかという比較的じみで、いろんな面で役人とは言えないだろうけれども、ややそういう役所的な性格の問題ながら、非常に何という

か、恵まれない状態に置かれやすい。しかも、仕事はきわめて意義のある仕事をやっているといふことからいって、これは十分にお互いの考慮しなければならぬ問題だと思ふのです。私は、ひとつ一日も早く当事者能力を持つように、努力を理事者側としてはお持ちになるべきだと思ふのです。

それからもう一つ、何か今度あなたのはるに労働組合の折衝に当たる係ができたという話ですが、そういう係があるわけでしょうか。

○参考人(緒方信一君) 従来、人事課というのがございまして、人事課を設けましたといふこと、その中で労働問題については研究する、それから人事課が窓口になる、労働組合の折衝は、そういうことになっております。

○小林武君 人事課の中の職員係というのですか、これができてからいろいろ聞いています。第二組合をつくるような動きをこの人事係がやっているというのを聞いて、この人事係がやっているというのを聞いて、労働組合側から文句を言われて、はなはだ不満かつたといふようなことを言つた。これはすむとくすまんかつたといふ問題ではない。第二組合をつくるというようないふ動きが事実あつたのですか。ただ単なるうわさですか、どうですか。

○参考人(緒方信一君) 私はうわさもないと思ひます。どこからお聞きになつたか知りませんが、私も、そういう第二組合をつくるという動きは一つもございせん。

○小林武君 私はそこらに行つてとんでもないうわさを聞いてきたのではないのです。かなり正確なもので、そういう事実があるといふことになる。と重大なことです。これはひとり育英会といふよりなところにつとめている人たちの問題ではなく、労働者の組織を切りくずしてやろうといふような根性、そういう愚劣なやり方を一つの係が仕事としてやるというやうなことは、人事対策としてそれが主なる目的であるといふことは、これは許しておけないといふことを考えま

たので、そのことについては相当調べたのです。しかし、まあここで証拠を出してどうこうするといふやうなことでやるほどのことでもないし、いまここでそういうことをあなたとあれする必要もないことですから申し上げませんけれども、かりにもそういうことがないようにひとつしていただきたいと思ふのです。ただ、理事長さんがそういうことは絶対ございせんといふやうなことをおっしゃつた確信に満ちた御答弁は、私はさぞやそういうことが起つた場合には、理事長としては断固としてそういうあやまつたことをやらせないといふいわゆる信念の上に立つておっしゃつたことだと思ひますので、その態度は了とします。そういうことのないように、ひとつ特に要望申し上げておきます。

それから、あれですか、機械とか、その他そういうやうな問題を入れられて、それらのものが何と何の部分があるわけですか。これはどういふことになつておりますか。

○参考人(緒方信一君) 去年の秋に新しい庁舎をつくりました。その管理のために、清掃の一部、それから電気、空調、これはビル管理として常態でございすけれども、この一部を会社に契約をして委託をした。そのことだろと思ひます。

○小林武君 その問題について、一体いふゆる労働組合側ではどんな態度をとっているわけですか、歓迎しておりますか。

○参考人(緒方信一君) 労働組合としては、そういうビルの管理の業務も管理の職員を持ってやつたほうがよいという意見がございました。私はしかし全然これは反対の意見を持っております。現在の近代的なそういう経営の常識からいって、そういう電気の調節とか、空調——空気調整の問題、これは大体そういう専門的な会社がございすから、そのほうに頼んだほうが安全であり、確実にいふと、こういう観点から、私は全面的にほんとはやりたかつたのでございすが、労働組合の意見がありましたから、若干面方で話し合ひまし

て、そしていま申しましたように一部残して契約をしたと、こういう実情でございます。

○小林武君　なお、先ほどのお話の中に、いろいろな計画について労働組合と話し合うべき事柄と話す必要のない事柄があると、こういうお話がございました。いわゆる労働組合との交渉の対象になる問題とならない問題とあるというような、そういうことのお意見がございましたが、私の聞いておるところでは、そういう問題で労働組合側といわゆる理事者側との間には意見の一致しない点があるように聞いておるわけであります。この点につきましては、私はやはり具体的な問題にぶつかって、こういうことだということにならないと、まあそういう点について幾つかは大体知っておりますけれども、ここで時間もあまりかかりませんから申し上げませんが、これはやっぱり一方的な見方で、文部省と日教組みたいなものでね、交渉の対象になるとかならぬとかいう議論をしだすと、これは両方に言い分があるのです。まあそういう議論もたいへんけっこうだと思えますけれども、私はやはり労働組合として、自分たちの労働の条件にいろいろな影響を及ぼし、作用を及ぼすような問題については、むしろ理事者側は積極的にそれを受けて交渉の対象にし、その交渉をすることによって、かえって能率的に日ごろの運営ができるような態度にするのが近代的経営者のやり方だと私は思っております。そういう点についてはひとつ十分両方でお話し合いを願いたい。私は特にこの育英会の仕事が大変でありますから、この点を御要望申し上げる次第であります。どうも、きょうはたいへん長時間にわたりまして御丁寧な御答弁をいただき、たいへん感謝いたしております。

○委員長(山下善江君)　他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十四分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、義務教育における習字教育の振興に関する請願(第一五九号)(第一五二三号)(第一五七〇号)(第一五七二号)
- 二、八月十五日を平和の日に制定するの請願(第一五二九号)
- 一、二月十一日を建国記念の日とするの請願(第一五三〇号)
- 一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(第一五七六号)
- 一、学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願(第一五九四号)(第一五九五号)
- 一、へき地教育振興法の一部改正に関する請願(第一五九六号)(第一五九七号)(第一六一六号)
- 一、義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願(第一五九八号)
- 一、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願(第一五九九号)
- 一、学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願(第一六一五号)

第一五九号 昭和四十年三月二十六日受理

義務教育における習字教育の振興に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台一ノ二二日本
教育書道連盟内 高瀬莊太郎外十
二名

紹介議員 高瀬莊太郎君

戦後の著しい書写能力の低下に鑑み、義務教育における習字教育を振興するため、左記事項を実施せられたいとの請願。
一、小学校第四学年以上の学年は、毛筆習字を必修とすること。

二、中学校全学年において、週一時間(年間三十五時間以上)習字を必修とすること。
三、指導要録(学術簿)に「習字」の評欄を設けること。

理由

- 一、毛筆習字は、小学校第四学年以上においては選択として実施しても、しなくてもよいことになっており不統一である。
- 二、小学校では選択科目であるものを中学校において必須とする現行の規定では、指導の系列にはなだしい支障がある。
- 三、毛筆習字は、その他の書写用具による書写能力にそのまゝ効果をたらす。
- 四、児童、生徒の学習に対する興味と関心は、硬筆習字より毛筆習字の方がはるかに大きい。
- 五、毛筆習字は、東洋独特の教科内容であるから、東洋文化、日本文化に対する尊重意識と関心を高めるのに、きわめて重要である。

二、中学校第一学年では週当り一時間の書写が規定されているが、第二、第三学年には配当時間が明示されていない。

2 現行学習指導要領国語科第二学年、第三学年の目標に示されている内容を達するためには、最小限週当り一時間(年間三十五時間)の指導を行わなければならない。

3 義務教育の最終段階において習字の授業を欠くことは、将来国民をして文字文化を軽視し、書写態度の不全をもたらすことになる。

4 高等学校においては、芸術教科として「書道」が選択必修となつてゐる。書道を選修する者が、中学校二箇年の空白の後、また履修しなければならないという不合理は是正しなければならない。

三、1 「習字」は、国語科の中で異質的な内容を持つものであるから、国語科一般とは指導方向も評価の観点も異なり、国語科の他の

領域の評価とは一致しない。

- 2 生徒も父兄も「習字」は国語一般とは別なものと考えている実状は無視できない。
- 3 現在、書写能力の評価は、国語一般中に形をひそめており、多くの場合、書写能力は「国語」の評価に無視されているのが実態である。

第一五二三号 昭和四十年三月二十六日受理

義務教育における習字教育の振興に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台一ノ二二日本
教育書道連盟内 小山天祐外十二
名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一五七〇号 昭和四十年三月三十日受理

義務教育における習字教育の振興に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台一ノ二二日本
教育書道連盟内 相馬岩山外十二
名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一五七二号 昭和四十年三月三十日受理

義務教育における習字教育の振興に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台一ノ二二日本
教育書道連盟内 桑原江南外十二
名

紹介議員 仲原 洋一君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一五二九号 昭和四十年三月二十六日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府守口市佐太中町五ノ六三
中塚丞
紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第六五九号と同じである。

第一五三〇号 昭和四十年三月二十六日受理
二月十一日を建国記念の日とするの請願

請願者 京都府舞鶴市西商工会館内舞鶴市

郷友会内 今安卓三

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第八〇六号と同じである。

第一五七六号 昭和四十年三月三十一日受理

「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願

請願者 岡山県議會議長 渡辺数馬

紹介議員 近藤 鶴代君

本年二月定例岡山県議會において、満場一致をもつて可決した左記事項の実現につき、早急に善処下さるよう要望するとの請願。

「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を改正し、高等学校の教育効果をいっそう高める措置を講ぜられたい。

理由

本年度から中学校卒業生は漸減の傾向にあり、全国的に高等学校生徒の激減期に当たる昭和四十二年をまたず、既に本県においては明四十一年度から急速な減少が考えられるので「公立高等学校の設置及び教職員定数の標準等に関する法律」の暫定措置をすみやかに改正し、学級編制基準の引下げ等により、教育効果の向上をはかり、高等学校教育のいっそうの振興をはかられたい。

第一五九四号 昭和四十年三月三十日受理

学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 広島県福山市多治米町四一二 広

保治

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一五九五号 昭和四十年三月三十日受理

学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 広島県山県郡戸河内町 野地正人

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一五九六号 昭和四十年三月三十日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 広島県山県郡戸河内町 野地正人

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一五九七号 昭和四十年三月三十日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 広島県福山市山手町三、四三五

梅田芳明

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一六一六号 昭和四十年四月一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 和歌山市関戸四一〇 滝本松寿外

一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第一五九八号 昭和四十年三月三十日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 三重県志摩郡阿児町鳴方 山川昇

外八百六名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一五九九号 昭和四十年三月三十日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 三重県一志郡久居町木村甲二、二

四九 小堀高生外八百三十名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第一六一五号 昭和四十年四月一日受理

学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市荒巻字杉添東一ノ

六 角田勇外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。